

第 3 4 号 議 案

中野区立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 8 月 2 2 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

桃園第二小学校及び第七中学校の位置を変更することに伴い条例の一部改正を行う必要がある。

中野区立学校設置条例の一部を改正する条例

中野区立学校設置条例（昭和３６年中野区条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表１の表中野区立桃園第二小学校の項中「東京都中野区中野六丁目１３番１号」を「東京都中野区中野一丁目５７番１２号」に改め、別表２の表中野区立第七中学校の項中「東京都中野区江古田二丁目９番１１号」を「東京都中野区上高田五丁目３５番３号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

中野区立学校設置条例新旧対照表

改正案		現行	
中野区に学校教育法（昭和２２年法律第２６号） 第１条に定める小学校及び中学校を別表のとおり 設置する。		中野区に学校教育法（昭和２２年法律第２６号） 第１条に定める小学校及び中学校を別表のとおり 設置する。	
付 則 （略）		付 則 （略）	
別表		別表	
１ 小学校		１ 小学校	
名称	位置	名称	位置
中野区立桃園第二小学校	<u>東京都中野区中野一 丁目５７番１２号</u>	中野区立桃園第二小学校	<u>東京都中野区中野六 丁目１３番１号</u>
中野区立塔山小学校	（略）	中野区立塔山小学校	（略）
～	～	～	～
中野区立鷺の杜小学校	（略）	中野区立鷺の杜小学校	（略）
２ 中学校		２ 中学校	
名称	位置	名称	位置
中野区立第二中学校	（略）	中野区立第二中学校	（略）
中野区立第五中学校	（略）	中野区立第五中学校	（略）
中野区立第七中学校	<u>東京都中野区上高田 五丁目３５番３号</u>	中野区立第七中学校	<u>東京都中野区江古田 二丁目９番１１号</u>
中野区立北中野中学校	（略）	中野区立北中野中学校	（略）
～	～	～	～
中野区立明和中学校	（略）	中野区立明和中学校	（略）
<u>附 則</u>			
<u>この条例は、令和８年４月１日から施行する。</u>			